

を増加したる爲収入減少したるを以て待遇改善の要求をなしたのである。

十、要求事項

- 1、現在収入の一割五分歩合より五分以上値上ること
- 2、通勤なれば三割五分のこと
- 3、生活的、精神的優遇を圖ること

館主より解雇したる場合は公私の事情如何を問はず解雇手當として金拾五圓以上支給すること

十一、経過

一月二十二日神尾内寫眞取締人吉岡梅吉を介し要求書を提出せるも翌二十三日拒絶せられたる爲神社近くの餅屋に集合し、營業に訴へたのである。然るに營業主の態度強硬なる爲手の

旋し様なく遂に所轄二日市警察署に調停幹施を依頼した。

十二、解決状況

所轄署は従業員が調停依頼を申出たる爲直ちに事業主にその意旨を傳へ善處方を求めたる結果左の條件にて解決したのである。

- 1、犠牲者を出さざること
- 2、將來眞面目に就業するに於ては其の成績如何により相當の解雇手當を支給す